

② ご家族への支援制度

徘徊高齢者家族支援サービス

認知症の高齢者が行方不明になった場合に、速やかに場所を特定するための発信器を貸与します。

※月額利用料のうち、537円の自己負担があります。(料金は変動する場合があります。)

【対象者】認知症で行方不明になる可能性のある65歳以上の方または若年性認知症の方

扶桑町見守りシール交付サービス

認知症等で徘徊行動のある方が行方不明になった場合に、発見・対応をスムーズにするための見守りシールを交付します。

【対象者】徘徊症状の見られる方で、介護保険の要介護認定において、要支援・要介護と認定された方、もしくは、医師により認知症と診断された方

ねたきり等の高齢者の介護者へ手当支給

介護者の負担軽減のため、月額5,000円の手当を支給します。

【対象者】介護保険の要介護認定において、要介護3～5と認定された高齢者を在宅で介護している方(介護者)
※高齢者が施設等に入所している場合を除く。

③ その他の福祉サービス

宅老事業

外出し、地域の方等と交流したい方や、介護予防をしたい方等に参加していただける場を開設しています。

◆公共宅老

学習等供用施設や福祉センター等、町内4カ所の会場で、毎週1回、ゲームや簡単な体操、食事等をします。

参加費は1回につき400円(昼食代等)です。※送迎サービスはありません。

【対象者】介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方

◆地区宅老(地区サロン)

地域の公民館等で、住民の方が主体となって運営しています。活動内容(簡単な体操、歌、ゲーム、作品づくり、介護予防のための運動等)や参加費については会場によって様々です。

【対象者】各サロンの取り決めによる。

タクシー料金の助成

高齢者等がタクシーを利用する場合に、基本料金(初乗り運賃)を助成します。あらかじめ介護健康課で「タクシー料金助成利用券」の交付を受けてください。

【対象者・交付枚数】

① 満80歳以上の方または介護保険の要支援・要介護認定を受けている79歳以下の方……年間36枚
(一定の条件を満たしている方は24枚を追加で交付します。詳細は利用券の裏表紙をご覧ください。)

② ①に該当する方のうち、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方……年間24枚

地域包括支援センターへご相談ください ☎(91)1171

◆介護予防マネジメント

介護予防が必要な方に対して、その方にあった介護予防プランの計画、作成、評価などを行います。

◆地域支援の総合窓口・相談窓口

高齢者に関する相談を受け、アドバイスや適切なサービスにつなげます。

◆権利擁護、虐待の早期発見・防止

高齢者の人権や財産を擁護し、成年後見制度の活用促進や関係機関と連携しながら、虐待の早期発見・防止を進めます。

◆包括的・継続的ケアマネジメント

医療機関、地域の関係機関との連携などを行い、適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

高齢者のための 在宅福祉サービス

介護健康課 内線235・233
地域包括支援センター【総合福祉センター1階】
☎(91)1171

扶桑町では、介護保険によるサービスのほかに、次のような在宅福祉サービスを実施しています。

また、地域包括支援センターでは、介護保険制度に関する相談、各種福祉サービスの利用の援助、福祉用具の紹介、在宅介護に関する電話や面接による相談等を行っています。

各サービスの内容や対象者等についての詳細は、介護健康課または地域包括支援センターにお問い合わせください。※各サービスの利用にあたっては、申請後、聞き取り調査等による審査が必要なものもあります。

① ひとり暮らし・ねたきりの高齢者等へのサービス

緊急通報システム装置の貸与

急病や火災等の緊急時に、ボタン1つで消防署へ通報ができる装置等を貸与・設置します。

【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方またはおおむね70歳以上の方のみの世帯等で、虚弱な方(心臓疾患をお持ちの方等)

配食サービス

配食業者による配食サービスを利用する場合、1食につき250円を補助します(夕食のみ)。

※町と契約した業者に限ります。

【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方および高齢者のみの世帯等で、食事を作ることが困難な方

訪問理容サービス

ご自宅に理容師が訪問し、調髪・顔そりを受けられる利用券を交付します。(1人につき年間最大6回分)

【対象者】介護保険の要介護認定において、要介護2～5と認定された方のうち、ねたきりの状態で外出が困難な方

寝具洗濯乾燥サービス

月1回、業者がご自宅を訪問し、寝具をお預かりして、洗濯・乾燥をして返却します。

【対象者】おおむね65歳以上のひとり暮らしの方またはおおむね70歳以上の方のみの世帯等で、寝具の洗濯や乾燥を行うことが困難な方

住宅改善費の助成

ご自宅に、手すりの設置や段差解消等の改修をした場合、費用の一部を補助します。

【対象者】当該年度(4月～6月の申請については前年度)の町民税が16万円以下の世帯で、介護保険の要支援・要介護認定において非該当と判定され、かつ運動器の機能低下が認められる方